

## 日野市内部統制基本方針

日野市は、事務事業の適正な執行を確保し、内部統制の4つの目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全）を達成するため、既存システムの強化方針を地方自治法第150条第2項の規定に基づく方針として次のように定めます。

今後は、この方針に基づき、地方自治法に規定する内部統制の機能の充実に努めてまいります。

### 〔行政評価システム〕

一、税収をはじめ、限りある財源を有効活用し、その中で最大の市民満足度を得るため、事務事業の所管部署、市民及び市により事務事業等の目標・手法・成果等を検証することで、有効性及び効率性の確保に繋がります。

### 〔公金・予算管理〕

一、予算編成から契約、会計事務などの財務に関する業務プロセスにおいて、公金支出等のルールを明確にし、また予算の適正な執行管理を行うなどの財務に関するルールを適切に運用することで、財務報告の信頼性を確保します。

### 〔法令遵守・コンプライアンス〕

一、法令遵守による適正な業務執行、服務義務の徹底、職務情報の適正管理や交通法規の遵守、退職管理の適正の確保など、コンプライアンスの推進に向け、組織的に取り組みます。

### 〔資産の適切な管理〕

一、資産の取得、活用及び処分のルールを明確にし、市が保有する資産について適切に保存、管理します。

2021年（令和3年） 8月 23日

日野市長 大坪 冬彦

# 日野市内部統制基本方針（別紙）

市民の信頼と期待を寄せられる市役所づくりのためには、職員の不祥事や事務処理上のミス、窓口対応トラブルなど行政運営上の様々なリスクを未然に防止するとともに、その被害を最小限にとどめるための体制づくりや対応策を事前に確立しておくことが重要となります。

これまでも、日野市（以下、「市」という。）では、地方自治法をはじめとする法令に則った職務の遂行に加え、事務の適正な管理及び執行のために例規等を整備してきました。また、事務の適正な管理及び執行について管理部門による確認を行うなどの取組を行ってきたところですが、業務に対する認識不足や理解不足、法令遵守の意識の不足等を原因として、さらには職場におけるチェックや管理体制の不足によって、不適切な事務処理や不祥事が発生しました。

そのため、市では過去に発生した事案を教訓とし、これから起こり得る不祥事や不適切な事務処理を事前に回避する、又は発生しても速やかに組織的に対応し、軽減する体制である「内部統制」を構築していくことは、市民からの信頼を得る上でも非常に重要であると考え、事務事業の適正な執行を確保し、内部統制の4つの目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全）を達成するため、地方自治法第150条第2項の規定に基づく「日野市内部統制基本方針」を策定しました。

今後はこれまでの市における取組に加え、内部統制評価報告書の作成や市議会への提出・公表等を、下記により実施することとします。

## 記

### 第1 内部統制の目的

法令及び市の各種例規や制度等を遵守し、事務の適正な管理及び執行に着実に取り組むとともに、内部統制の取組状況について、毎年度内部統制評価報告書として市議会に提出し、市民に公表することにより、信頼される市政の実現を目指す。

### 第2 内部統制の対象とする事務

- ① 財務に関する事務
- ② ①以外の事務であって、リスクの発生状況から対象とすべきと判断される事務

### 第3 対象組織

全組織（市立病院を含む）とする。

### 第4 内部統制の運用

従来からの財務に関する事務の適正な管理・執行の取組みに加え、全庁的な体制に

よる、①統制環境の整備 ②統制の運用 ③統制の評価 ④公表 の4つの取組を制度化する。

## 第5 評価対象期間・評価基準日

評価対象期間は、会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）とする。

評価基準日は、会計年度末の3月31日とする。なお、法第235条の5に規定する出納閉鎖までの整理事項は、評価基準日までに整理されたものとする。

## 第6 内部統制の推進体制

日野市長を内部統制の統括責任者とする推進体制を構築し、それぞれの役割分担のもと、組織的に内部統制を推進する。

項目		役割
市長	日野市内部統制推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>日野市内部統制の統括責任者</li> <li>全職員に対し、内部統制構築のため、必要な施策の実施を指示</li> <li>日野市内部統制推進本部本部長</li> </ul>
副市長		<ul style="list-style-type: none"> <li>市長を補佐</li> <li>日野市内部統制推進本部副本部長</li> </ul>
教育長		<ul style="list-style-type: none"> <li>日野市教育委員会の責任者</li> </ul>
市立病院院長		<ul style="list-style-type: none"> <li>日野市立病院の責任者</li> <li>院内で重大なリスクが発生した際の実務的責任者</li> </ul>
部長 市立病院事務長	本部長 日常的内部統制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部の責任者</li> <li>部職員に対し、内部統制の構築に関する具体的な取組を指示</li> <li>部内で重大なリスクが発生した際の実務的責任者</li> </ul>
課長		<ul style="list-style-type: none"> <li>課における内部統制の責任者</li> <li>所属職員に対する内部統制構築のための具体的な取組を指示</li> <li>日々の業務のチェック、日常的モニタリングの実施</li> </ul>
職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク対応の実施</li> <li>日々の業務における日常的モニタリングの実施</li> </ul>
日野市内部統制推進本部		<ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制の方針の策定に関すること。</li> <li>内部統制の整備及び運用に関すること。</li> <li>内部統制の整備状況及び運用状況の評価に関すること。</li> </ul>
日野市内部統制推進委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>推進本部の所掌する事項の検討及び報告</li> <li>内部統制に関して実施する事務についての検討</li> </ul>

## 第7 監査委員との連携

内部統制の推進にあたっては、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換を行う。

## 第8 内部統制評価報告書の市議会への提出及び公表

- 1 法第150条第5項の規定に基づき、内部統制評価報告書について、内部統制の評価手続及び重大な不備の判断が適切に行われているか監査委員の審査に付す。
- 2 法第150条第6項の規定に基づき、上記1により監査委員の審査に付した内部統制評価報告書に監査委員の意見を付けて、直近に開会される市議会定例会に提出する。
- 3 上記2により市議会に提出した報告書は、市議会へ提出後遅滞なく、市のホームページで広く市民に公表する。

### 【制定(改正)履歴】

制定(改正)年月日	決裁番号	備考
令和3年(2021年)8月23日	日企企第142号	制定
令和5年(2023年)4月28日	日企企第452号	一部改正